

国官総第 7 0 7 号
国官会第 2 4 7 8 号
国地契第 6 1 号
国官技第 3 4 6 号
国営計第 1 1 1 号
平成 2 1 年 3 月 3 1 日

各地方整備局

総務部長
企画部長 あて
営繕部長
港湾空港部長

大臣官房会計課長
地方課長
技術調査課長
公共事業調査室長
官庁営繕部計画課長

建設コンサルタント業務等の発注に係る技術提案の審査体制の充実について

地方整備局発注工事のうち総合評価方式によるものについては、「総合評価方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成 1 8 年 7 月 1 1 日付け国官総第 2 6 3 号、国官会第 4 9 5 号、国地契第 3 8 号、国官技第 9 2 号、国営計第 5 4 号）に基づき設置される総合評価委員会において技術提案の審査が行われているところであるが、総合評価方式又はプロポーザル方式で発注される建設コンサルタント業務等についても、技術提案の審査を行うに当たり、工事の場合と同様に中立かつ公正な審査を確保する必要がある。そのため、「総合評価方式における技術提案の審査に関する体制について」の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、建設コンサルタント業務等に係る業者選定結果については、従来どおり、「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成 1 4 年 9 月 5 日付け国官会第 1 2 1 1 号、国地契第 3 4 号）の規定に従い公表されるよう、適切に対応されたい。

記

「総合評価方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成18年7月11日付け国官総第263号、国官会第495号、国地契第38号、国官技第92号、国営計第54号）の一部を以下のように改める。

題名中「総合評価方式」の下に「及びプロポーザル方式」を加える。

本文中「総合評価方式における技術提案の審査にあたって」を「地方整備局発注工事について、総合評価方式における技術提案の審査を行うに当たり」に、「ところであるが、総合評価方式」を「ところであり、また、建設コンサルタント業務等についても、総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査を行うに当たって、同様に中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、工事の総合評価方式並びに建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式」に改める。

別添第1中「第2の4」の下に「及び第2の7」を加え、「総合評価方式」を「工事の総合評価方式並びに建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式」に改める。

別添第2（1）中「総合評価方式」の下に「及びプロポーザル方式」を加え、同（2）中「複数の工事」の下に「又は建設コンサルタント業務等」を加え、同（3）中「個別工事」を「個別の工事又は建設コンサルタント業務等」に改め、同（3）を同（4）とし、同（3）として次のとおり加える。

（3）プロポーザルに付す個別の建設コンサルタント業務等の技術提案書の特定に関すること。

別添第2（4）の次に次のとおり加える。

（5）その他審議を要すると認める事項。

別添第3（1）中「有する者」の下に「(国土交通省（外局及び地方支分部局を含む。）の職員を除く。以下「学識経験者」という。）」を加える。

別添第6（1）中「地域ごとの部会」を「地域ごとに、学識経験者からなる部会（部会、小委員会その他名称のいかんを問わず、委員会における審議の充実のために設置されるものをいう。以下単に「部会」という。）」に改める。

別添第7中「（2）又は（3）」を「（2）から（5）まで」に改める。

別添第9（1）中「港湾事業課」を「品質確保室」に改める。

附 則

この通知による改正後の各規定は、平成21年4月1日から施行する。